

明治立憲制と「宮中」

——明治40年の公式令制定と大礼使官制問題——

国分 航士

明治後期、伊藤博文を総裁とする帝室制度調査局は、皇室制度に関する諸法令の整備を行った。帝室制度調査局が作成に関与した代表的な法令として、明治40（1907）年制定の公式令が挙げられる。本稿は、公式令制定の過程とその影響としての大礼使官制問題を検討することで、明治立憲制の基底に存流していた「宮中」と「府中」の関係という論点が、如何なる形で現出し、各主体によって捉えられていたのか、を描くものである。

伊東巳代治副総裁の考える帝室制度調査局の調査方針は、皇室に関する事務を法制度によって規定することにあり、宮中と府中という二分法では明確には区分できない、曖昧な領域の存在を承認し、「立憲制」という文脈で捉えなおすことをめざしていた。公式令は、帝室制度調査局の上奏案よりも皇室令の規律する範囲を拡大する形に修正されて公布に至り、詔書・勅書や皇室令という法令形式を創出した。そして、この制定過程で生じた勅令と皇室令とをめぐり葛藤が、大正初期に大礼使官制問題を惹起したのであった。大礼使とは、天皇の即位礼と大嘗祭という大礼の事務を担当する官職のことをいう。明治42年制定の登極令（皇室令）には、「宮中ニ大礼使ヲ置ク」との規定があり、大正2（1913）年、大礼使官制が勅令によって定められた。

勅令で制定された大礼使官制について、その公布形式を争点とする大礼使官制問題においても、宮中と府中の関係についての活発な論議がなされていた。そこでは、府中を構成する内閣と議会が、宮中と府中の位置づけをめぐり解釈を争っていた。そして宮内省側の提起を受け、諮詢を受けた枢密院でも紛議が生じた。こうして、「宮中・府中の別」という意匠に代表される、言葉の上では截然たる区別があるように見える宮中・府中の対概念の中に、実の所、明確には分けがたい領域のあることが、即位の大礼を前にして、宮中と府中それぞれの人々に理解されていったのである。